益子町起業支援補助金交付要綱

　（趣旨）

第１条　益子町起業支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関して、益子町補助金等交付規則（昭和４８年規則第５号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

　（目的）

第２条　この要綱は、益子町(以下「本町」という。)内において、起業し、事業所を新設する者に対し、事業に要する経費の一部を補助することにより、空き店舗の解消や、雇用の創出を促すことで地域経済の活性化を図り、もって町民及び観光客に質の高いサービスを提供することを目的とする。

　（定義）

第３条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者　中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条第１項各号のいずれか

に該当する者をいう。

(2) 起業　次のいずれかに該当する場合とする。

ア　事業を営んでいない個人が所得税法(昭和38年法律第154号)第229条に規定する開業の届出により、新たに事業を開始する場合

イ　事業を営んでいない個人が新たに会社を設立し、事業を開始する場合

ウ　個人が現在の事業を継続して操業しつつ、新たな分野(日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)の小分類による)で事業を開始する場合

エ　法人が現在の事業を継続して操業しつつ、新たな分野(日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)の小分類による)で事業を開始する場合

(3) 事業所　営利を目的とする事業の用に直接供する施設をいう。

(4) 新設　新たに建物を建設、購入、又は賃借し、事業所を開設することをいう。

(5) 初期投資経費　店舗、工場等の取得、改装工事等、起業時の投資に係る経費をいう。

(6) 認定支援機関支援確認書　本町内に支店のある金融機関による事業計画の確認書

　（補助対象者）

第４条　補助金の交付を受けることができる者は，交付申請年度内に本町内に住所を有し、起業する者又は交付申請年度内に本町内を本店所在地とした法人登記が行われている中小企業者で、次の各号に該当する者とする。

(1) 市区町村税(使用料を含む)の未納が無いこと(同一世帯員も含む)

(2) 益子町商工会の会員になること、又は益子町商工会の会員であること

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は交付の対象としない。

1. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項に規定する風俗営業を行う者
2. 大企業者（中小企業者以外の者であって事業を営むものをいう。）が実質的な経営に参画し、又は参画する予定のある者
3. 補助金の交付決定を受けた後、３年以上町内に事業所を置いて事業活動ができる見込みの無い者
4. 益子町暴力団排除条例第２条第１項第１号に規定する暴力団又は同条同項第３号に規定する暴力団員に該当する者
5. 栃木県暴力団排除条例施行規則第３条に規定する密接関係者に該当する者
6. 補助事業に対して、重複して本町より同様の補助を受けている者、又は受けることが決定している者
7. 許認可等を必要とする業種の起業にあたっては、当該許認可等を受けていない者

　（交付の申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請人」という。）は、交付申請書（様式第１号）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

1. 事業計画書（様式第２号）
2. 認定支援機関支援確認書（様式第３号）
3. 住民票の写し（法人の場合は、起業をした者の住民票の写し。申請日から３か月以内のもの）
4. 法人の登記事項証明書（３か月以内のもの）及び定款（個人事業者の場合は、税務署に提出した開業届出書の写し）
5. 市区町村税の完納証明書又はこれに代わるもの
6. 店舗等施設取得・改装に係る契約書（写し）又は見積書
7. 改装工事前の店舗等施設写真
8. 法令遵守宣誓書（様式第４号）
9. その他町長が必要と認める書類

　（交付の決定）

第６条　町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当する者のうち適当と認められるものについて、交付の決定をするものとする。

1. 優れたビジネスプランを持ち，本町の産業振興に寄与することが期待できるもの
2. 首都圏など本町の域外にネットワークを持ち、本町の地域資源を活用した事業展開が期待できるもの
3. コミュニティビジネス等の地域活性化に寄与することが期待できるもの
4. 町内ベンチャー等の牽引的存在となることが期待できるもの
5. 市場性、成長性及び本町の雇用増加が期待できるもの

２　第１項の規定による審査の可否の決定をしたときには、速やかにその決定の内容を交付決定通知書（様式第５号）又は却下通知書（様式第６号）により申請人に通知するものとする。

　（補助の金額）

第７条　補助金の額は、当該年度の予算に定める額の範囲内とし、補助率は、初期投資経費の３分の１以内とする。ただし、１件当たりの補助金は、100万円を限度とする。

２　国、県その他の本町以外の団体等から起業に関する補助（以下「他の補助」という。）を受ける場合は、他の補助となる経費については、この補助の対象となる経費から除くものとする。

３ 算出された補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

　（実績報告）

第８条　補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、規則第９条の規定により実績報告書（様式第７号）に次の各号に掲げる書類を添えて、事業完了の日から起算して３０日を経過した日又は交付決定のあった日の属する年度の３月３１日のいずれか早い期日までに町長に提出しなければならない。

(1) 初期投資経費報告書　（様式第８号）

(2) 事業に係る経費の支払いを証明する書（通帳の写し及び振込依頼書の写し等）の写し

(3) 事業所の賃貸契約書の写し（事業所が賃貸借の場合に限る）

(4) 事業所新設、増築等の工事完成写真（改修箇所の分かるもの）又は購入した備品等の写真

(5) 補助金交付申請時に町外在住者にあっては、転入後の住民票の写し

(6) その他町長が必要と認める書類

　（補助金の額の確定）

第９条　町長は前条の報告を受けたときは、報告書等の書類の審査を行い、その報告に係る実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、確定通知書（様式第９号）により補助事業者に通知するものとする。ただし、その補助金額は交付決定通知書に記載された金額以内の額とする。

　（補助金の請求）

第１０条　前条の規定により通知を受けた補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第１０号）を町長に提出しなければならない。

２　町長は前項の補助事業者からの請求に基づき補助金を交付する。

　（交付の決定の取消し）

第１１条　町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは，決定を取り消すことができる。

1. この要綱に違反したとき。
2. 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。
3. 補助事業を中止し、又は廃止したとき。
4. 交付申請年度内に事業所を開設しないとき。
5. その他町長が不適当であると認めたとき。

２　町長は、前項の規定により決定を取り消した場合、補助金の交付を停止し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

３　前項の決定については決定取消通知書（様式第１１号）により補助事業者に通知するものとする。

４　第２項に係る補助金の返還については補助金返還通知書（様式第１２号）により補助事業者に通知し返還を命ずるものとする。

　（財産の処分の制限を受ける期間）

第１２条　規則第１５条第１項に規定する町長が定める期間は、補助事業が完了した日から３年とする。

（事業状況報告）

第１３条　補助金の交付を受けた者は、補助事業の完了後３年間、各年度終了後速やかに当該年度の決算書を町長に提出することにより成果を報告するものとする。

　（起業支援補助金審査委員会）

第１４条　第６条第１項の審査をするため、益子町起業支援補助金審査委員会（以下「審査会」という。）を置く。

（組織）

第１５条　審査会は、次に掲げる者から町長が任命し、又は委嘱する委員若干名をもって組織する。

1. 町議会の代表
2. 商工会の代表
3. 学識経験者
4. その他町長が必要と認める者

（任期）

第１６条　委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。

２　補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　役職により任命又は委嘱された委員の任期は、その役職の在職期間とする。

（会長）

第１７条　審査会に会長を置き、委員の互選とする。

２　会長は、会議の議長となり、会務を総括する。

（会議）

第１８条　審査会は、会長が招集する。

２　審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

３　審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（秘密保持）

第１９条　審査会の会議は、非公開とし、委員等は、当該会議において職務上知り得たことを、みだりに他に漏らしてはならない。

（関係者の出席請求）

第２０条　会長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

（庶務）

第２１条　審査会の庶務は、観光商工課において処理する。

　　（補則）

第２２条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２５年９月６日から適用する。

附　則

この要綱は、平成２８年４月１日から適用する。

様式第１号（第５条関係）

益子町起業支援補助金交付申請書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　　月　　　　日

益子町長　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所

起業者名　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電　　話

　次のとおり補助金の交付を受けたいので、益子町起業支援補助金交付要綱第５条の規定により、関係書類等を添えて申請します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| １　補助申請額 | * 起業支援補助金　　　　　　　　　　　　　　　円
 |
| ２　起業する事業の内容 | 事業計画書（様式第２号）に詳細を記載すること。 |
| ３　添付書類等 | 1. 住民票の写し
2. 会社の定款の写し（法人の場合）
3. 登記事項証明書（法人の場合）
4. 市区町村町税等の完納証明書
5. 店舗等施設取得・改装に係る契約書（写し）又は見積書
6. 改装工事前の店舗等施設写真
7. 営業許可証（許認可を必要とする業種の場合）
8. その他町長が必要と認める書類
 |

様式第２号（第５条関係）

事業計画書

１　起業する事業の内容

|  |  |
| --- | --- |
| 事　業　名社名（屋号） |  |
| 店舗等について | 所在地 | 面積　　　　　　㎡ |
| 主な機械設備等 |
| 業　　種 |  |
| 内　　容 |  |
| 従業員等 | 人※申請人を除く | 内訳：家族従業員（個人の場合）　　　　人　　　家族以外　（個人の場合）　　　　人役　　　員（法人の場合）　　　　人 |
| 事業開始（予定）日 | 　　　　　　年　　　　月　　　　日 |
| 起業する目的・動機 |  |
| この事業の経験の有無（過去の勤務先、経験年数、資格等） |  |
| 取扱商品・サービス |  |
| 事業のセールスポイント |  |

２　予定の販売先、仕入先

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 販売先 |  | 仕入先 |  |

３　必要な資金と調達の方法

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 必　要　な　資　金 | 金　額 | 調　達　の　方　法 | 金　額 |
| 設　　備　　資　　金 | （補助金対象経費） |   | 自己資金借入金町補助金※ 左表①の１／３以内の額。益子町起業支援補助金交付申請書中の補助申請額と一致すること。（ただし限度額１００万円） |   |
| 　　計　① |  |
| （補助金対象外経費） |  |
| 計 |  |
| 運　転　資　金 |  |  |
| 計 |  |
| 合　　　計 |  | 合　　　計 |  |

４　開業後の見通し（月平均）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 開業当初 | 軌道に乗った後（　年　月頃） | 売上高、売上原価（仕入高）、経費を計算された根拠を記入すること。 |
| 売　上　高　① |  |   | ＜開業当初＞ |
| 売上原価（仕入高）② |  |  |
| 経　　　　費 | 人件費 |   |  |
| 家　賃 |  |  |
| 減価償却費 |  |  |
| その他経費 |  |  |
| 支払利息 |  |  | ＜軌道に乗った後＞ |
| 合　計　③ |  |  |
| 利　　益1. -　②　–　③
 |  |  |

様式第３号（第５条関係）

　　年　　月　　日

益子町長　　　　　　　様

金融機関

住　　所

電話番号

名　　称

代表者名　　　　　　　　 　　　印

上記の代表者名欄に記入する氏名は、本書を確認

する金融機関の内部規定等により判断してくだ

さい。

　　　　年度益子町起業支援補助金に係る事業計画書の確認書

　　　　　年度益子町起業支援補助金における補助金への申請を下記１の者が行うに当たり、下記２のとおり事業計画の策定支援を行ったこと及び事業計画の実行支援を行うことについて確認します。

なお、本確認書の提出に先立ち、申請者の本人確認及び申請者が暴力団等の反社会的勢力でないこと、また、これら反社会的勢力と密接な関係を有する者でないことの確認を行っています。

記

１　申請者

|  |  |
| --- | --- |
| 氏名・企業名 |  |
| 住所 |  |
| 電話番号 |  |

２　確認事項

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 確認事項 | 支援内容 | 期間・頻度等 |
| １ | 事業計画の策定と今後の見通し |  |  |
| ２ | 資金計画の確実性 |  |  |
| ３ | マーケティングの内容 |  |  |
| ４ | 人材・労働力の確保 |  |  |
| ５ | 中小企業会計要領等の活用 |  |  |
| ６ | 専門的課題の解決（具体的分野） |  |  |

* + １事業計画の策定支援、２資金計画の確実性については必須とし、その他の支援は必要となる項目を記載してください。（なお、本確認書は融資の確約を前提としたものではありません。）
	+ 外部専門家等の招聘により対応する項目についても記載し、内容の欄には費用見込みを併せて記載してください。

様式第４号（第５条関係）

**法令遵守宣誓書**

年　　　月　　　日

益子町長　様

　　　　　　住所又は所在地

氏名又は事業所名

及び代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　印

※**必ずご本人**が（法人の場合は**代表者個人名**で）**署名、捺印**してください。

私は、益子町起業支援補助金交付要綱に基づいて、補助金の交付申請書を提出するにあたり、適用されるすべての法令を現在、遵守しているとともに、将来も、遵守することを誓います。

様式第５号（第６条関係）

益子町起業支援補助金交付決定通知書

　　第　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　様

益子町長　　　　　　　　印

　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった補助金の交付については、次のとおり決定したので、益子町起業支援補助金交付要綱第６条第２項の規定により通知します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  １　決定内容 | * 起業支援補助金　　　　　　　　　　　　　　　　円

上記の補助金について交付を決定する。ただし、補助金の確定額は実績報告に基づき算定することとし、その金額は、上記金額以内とする。 |  |
|  ２　決定の条件及び注意事項 |  (1) 補助事業者は、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。 (2) 補助事業の操業状況に関して、補助事業者に報告を求め、担当職員に実地調査を行わせることがある。 (3) 補助事業を完了したときは、益子町起業支援補助実績報告書に関係書類等を添えて提出すること。(4) 補助事業者が次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すこととする。・補助事業の内容を変更し、又は廃止したとき。・虚偽その他不正の行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。 ・上記のほか、この要綱及び益子町補助金等交付規則に違反したとき。(5) 補助事業者は、起業した年度を含む３年度間において、決算終了後、速やかに決算書を提出しなければならない。(6)補助事業者は、事業開始後、速やかに益子町商工会に加入し、商工会の経営指導の受講に努めることとする。 |

様式第６号（第６条関係）

益子町起業支援補助金申請却下通知書

　　第　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　様

益子町長　　　　　　　　印

　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった補助金の交付については、次のとおり申請を却下したので、益子町起業支援補助金交付要綱第６条第２項の規定により通知します。

|  |  |
| --- | --- |
|  　却下の理由 | 　 |

様式第７号（第８条関係）

益子町起業支援補助実績報告書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

益子町長　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　起業者名　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話

　　　　　年　　月　　日付けで申請した起業支援補助について、次のとおり事業を開始したので、益子町起業支援補助金交付要綱第８条の規定により、その実績を次のとおり報告します。

１　補助金申請金額

|  |
| --- |
| * 起業支援補助金　　　　　　　　　　　　　　　　円

※ 益子町起業支援補助金交付決定通知書に記載された金額以内であること。 |

２　起業した事業の内容

|  |  |
| --- | --- |
| 事　業　名社名（屋号） |  |
| 店舗等について | 所在地 | 面積　　　　　　㎡ |
| 主な機械設備等 |
| 業　　種 |  |
| 内　　容 |  |
| 従業員等 | 人※申請人を除く | 内　訳：家族従業員（個人の場合）　　　　人　　　　家族以外　（個人の場合）　　　　人役　　　員（法人の場合）　　　　人 |
| 事業開始日 | 　　　　　　年　　　　月　　　　日 |
| 取扱商品・サービス |  |

３　主な販売先、仕入先

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 販売先 |  | 仕入先 |  |

４　添付書類等

* 初期投資経費報告書（様式第８号）
* 初期投資経費領収書（写し）
* 初期投資経費を充当した該当物の写真
* 開業届出書（写し）
* 全部事項証明書（不動産の取得の場合）
* 事業所等の賃貸借契約書（写し）（賃貸借の場合）
* その他（　　　　　　　　　　　　　　）

様式第８号（第８条関係）

初期投資経費報告書

初期投資経費の内訳

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 金　　額 | 内　　　　容 | 領収書番号 |
|  | 円 |  |  |
|  | 円 |  |  |
|  | 円 |  |  |
|  | 円 |  |  |
|  | 円 |  |  |
|  | 円 |  |  |
|  | 円 |  |  |
|  | 円 |  |  |
|  | 円 |  |  |
|  | 円 |  |  |
|  | 円 |  |  |
|  | 円 |  |  |
|  | 円 |  |  |
|  | 円 |  |  |
|  | 円 |  |  |
| 支　出　合　計 | 円 | 補助金申請金額は、左記金額の１／３以内。ただし、上限額以内とする。 |

※ 初期投資経費とは、店舗、工場等の取得、改装工事等、起業時の投資に係る経費をいう。

※ 上記の経費については、全て領収書（写し）をそろえること。

様式第９号（第９条関係）

　　第　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　様

益子町長　　　　　　　　印

　　益子町起業支援補助金額確定通知書

　　　年　　月　　日付け益子町指令　　第　　号をもって決定した下記の補助金の額を確定しましたので通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 項　　　目 | 金　　　　額 |
| 起業支援補助金 | 円 |

様式第１０号（第１０条関係）

益子町起業支援補助金交付請求書

　　　　　年　　月　　日付け益子町指令　　第　　　　号で確定通知があった益子町起業支援補助に係る補助金の交付を下記のとおり請求します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 項　　　目 | 金　　　　額 |
| 起業支援補助金 | 円 |

益子町長　　　　　様

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　起業者名　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（社　名）

○　振 込 先

|  |  |
| --- | --- |
| 銀行名 | （　　　　　　　　　　　　）　　銀行・信用組合・農協 |
| 支店名 | （　　　　　　　　　　　　　　）支店 |
| 預金種別 | 普　通　　・　　当　座 |
| 口座番号 |  |
| 口座名義人（カナで記入） |  |

※申請者本人名義でお願いします。

様式第１１号（第１１条関係）

益子町起業支援補助金決定取消通知書

　　第　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　様

益子町長　　　　　　　　印

　　　　　年　　月　　日付け益子町指令　　第　　号で決定した補助金の交付については、下記の理由により決定を取り消しますので、益子町起業支援補助金交付要綱第１１条の規定により通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
|  　却下の理由 | 　 |

様式第１２号(第１１条関係)

第　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

益子町長　　　　　　　　　印

益子町起業支援補助金返還通知書

　　　年　　月　　日付で申請のあった　　年度益子町起業支援補助金の返還については、下記のとおり決定したので、益子町起業支援補助金交付要綱第１１条の規定により通知します。

記

１　補助金返還額　　　起業支援補助金 　　　　　　　　　　　　円

２　返還期日　　　　　　　　　年　　月　　日

３　返還理由